

## 安田女子大学大学院における学位の申請手続等に関する細則

### 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この規程は、安田女子大学大学院学則（以下「学則」という。）第48条及び安田女子大学学位規程（以下「規程」という。）第39条の規定に基づき、安田女子大学大学院（以下「本学大学院」という。）における学位の申請に要する手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 修士の学位の申請手続等

(修士論文等の題目の提出)

**第2条** 学生は、修士論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という。）の題目を、あらかじめ安田女子大学大学院における履修手続等に関する細則第5条に規定する当該主研究指導教員、副研究指導教員、専攻長（文学研究科にあつては、コース長を含む。以下同じ。）及び研究科長（以下「研究科長等」という。）の確認を経て、修士論文等題目届（別記様式第1号）により、修士論文等を提出しようとする年度の6月30日までに提出するものとする。

2 学長は、前項の修士論文等題目届が提出された場合には、当該修士論文等の題目が適切かどうかについて、あらかじめ当該研究科委員会の意見を聴いた上で、決定するものとする。

3 前項に規定する決定を受けた学生が、修士論文等の題目の変更を希望する場合には、あらかじめ当該研究科長等の確認を経て、修士論文等題目変更届（別記様式第2号）を12月20日までに提出するものとする。

4 前項の修士論文等題目変更届が提出された場合の決定手続については、第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「修士論文等題目届が」とあるのは「修士論文等題目変更届が」と読み替えるものとする。

5 学生は、修士論文等の題目に沿って、修士論文等を当該主研究指導教員及び副研究指導教員（以下「研究指導教員等」という。）の指導の下で執筆し、又は作成するものとする。

(特定の課題についての研究の成果)

**第3条** 規程第7条第1項に規定する特定の課題についての研究の成果については、原則として次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、当該研究の成果に関連する作品（図面又は建物模型等を含む。）がある場合には、当該レポート等と一緒に提出できるものとする。

(1) レポート又はリサーチペーパー

(2) 特定課題研究報告書

(3) 教材開発、実践研究報告等及びそれらの関連論文

(4) 前3号のうち2以上の方法の併用により行われたもの

(修士の学位の授与の申請要件)

**第4条** 規程第7条第1項の規定により修士論文等の審査を申請することができる学生は、当該研究科の修士課程又は博士前期課程において修士論文等の作成等に対する指導等（以下「研究指導」という。）を受けている者で、次の各号のすべてに該当するものとする。

(1) 既に当該課程の修了に必要な単位（以下「所定の単位」という。）を修得している学生（当該修士論文等の審査が終了する時点までに当該所定の単位を修得する見込みがあると当該研究指導教員等及び専攻長が認めた学生を含む。）

(2) 第2条第2項の規定により修士論文等の題目について決定を受けている学生（同条第4項の規定により準用する場合を含む。）

2 当該課程に1年以上在学し、当該研究科長等が優れた業績を上げたと認める学生に係る学位の授与の申請の要件については、前項の規定を準用する。この場合において、第1項中「学生は」とあるのは「当該研究科長等が優れた業績を上げたと認める学生は」と読み替えるものとする。

(修士論文等の提出の手続)

**第5条** 前条の規定に該当する学生で、修士の学位を申請しようとするものは、規程第7条第2項の規定により、

あらかじめ当該研究科長等の確認を経て、次の各号に掲げる書類を1月10日までに提出するものとする。

- (1) 修士論文等審査願・誓約書（別記様式第3号） 1部
- (2) 修士論文等 1編 3部

2 学生は、修士論文等の提出を当該修了予定年度の次年度の前期末に延期しようとする場合には、あらかじめ当該研究科長等の確認を経て、学長宛てに修士論文等審査延期願（別記様式第4号）を1月10日までに提出するものとする。

3 学長は、前項の修士論文等審査延期願が提出された場合には、速やかに当該研究科委員会の意見を聴いて、当該延期の可否を決定するものとする。

4 前項に規定する延期が可とされた学生は、あらかじめ当該研究科長等の確認を経て、改めて次年度の4月10日までに修士論文等題目届（別記様式第1号）を提出し、その許可を受けた上で、第1項各号に掲げる書類を6月30日までに提出するものとする。

（修士論文等の様式）

**第6条** 修士論文等の様式は原則としてA4判とし、記載内容等については当該研究科が定めるところによるものとする。

（修士論文等の審査委員会）

**第7条** 研究科委員会は、規程第8条第2項の規定による審査の付託を受けたときは、速やかに審査委員会審査委員の候補者について学長に意見を述べるものとする。

2 規程第8条第4項の規定により審査委員会の主査として指名を受けた研究指導教員は、速やかに当該修士論文等に係る審査委員会を開催し、審査を開始するものとする。

（修士論文等の審査基準）

**第8条** 修士論文等の審査は、規程第9条第1項に規定する審査基準により、次の表に掲げる項目・内容について行うものとする。

項 目	内 容
(1) 研究テーマの適切性	研究目的が明確で、課題設定が適切になされていること。
(2) 十分な情報収集	当該テーマに関する先行研究について十分に検討・吟味されており、データ及び資料・史料に基づいた実証研究であること。
(3) 研究方法の適切性	研究の目的を達成するために行った方法が、データ、資料・史料、作品、例文等の処理・分析・解釈の仕方も含めて、適切かつ主体的に行われていること。
(4) 論旨の妥当性	論文構成が的確で、論旨展開に整合性及び一貫性があり、オリジナルな結論が提示されていること。
(5) 論文作成能力	論文の言語表現が的確であり、要旨・目次・章立て・引用・注・付録（図表・資料・参考文献等）に関して体裁が整っていること。
(6) 倫理的配慮	研究計画の立案・遂行及び研究成果の発表並びにデータの保管に関して、適切な倫理的配慮が行われていること。また、学内の倫理関係規定及び研究テーマに関連する学会・団体の倫理基準等を遵守していること。

2 研究科長は、規程第9条第2項前段の規定により当該研究科・専攻の専門性に沿った審査基準を加える場合には、あらかじめ当該研究科委員会の意見を聴いて、学長の承認を得るものとする。この場合において、当該研究科長は、学長の承認を得た後に、同項後段の規定により速やかに当該研究科委員会に報告するものとする。

3 当該研究科長等が優れた業績をあげたと認める学生に係る審査については、前2項の規定を適用する。

（修士論文等の公開発表会の実施方法等）

**第9条** 当該研究科長は、規程第10条第2項に規定する修士論文等に係る公開発表会の実施方法等について、速やかに公表するものとする。

（修士論文等の審査及び最終試験）

**第10条** 当該研究科長は、修士論文等の審査及び規程第11条第1項の最終試験について、日程等を1月31日までに掲示等により周知するとともに、2月20日までに終了するものとする。ただし、第5条第4項の規定に該当する学生については、9月15日までに終了するものとする。

（修士論文等の審査及び最終試験の結果の報告）

**第11条** 審査委員会は、当該審査及び最終試験が終了したときは、あらかじめ当該研究科長等の確認を経た上で、速やかに規程第13条第1項の修士論文等審査報告書（別記様式第5号）を当該研究科委員会に提出するものとする。

(優れた業績についての判定基準)

**第12条** 学則第14条の2ただし書の規定による優れた業績の判定基準については、あらかじめ学長の承認を得て、当該研究科が定めるものとする。

(特定の課題の研究の成果についての基準等)

**第13条** 学則第14条の2ただし書の規定による特定の課題についての研究の成果の審査手続等については、第5条から前条までの規定を適用する。

(修士論文等の提出等)

**第14条** 修士の学位を授与された学生は、当該修士論文等1部及び当該修士論文等に係る閲覧等に関する同意書(別記様式第6号)を提出するものとする。

2 前項の規定により提出された修士論文等及び閲覧等に関する同意書については、安田女子大学付属図書館(以下「付属図書館」という。)において保管するものとする。

3 修士の学位を授与された学生は、当該修士論文等の要旨等を安田女子大学大学院紀要に掲載することができるものとする。

### 第3章 博士の学位の申請手続等

(博士論文の中間報告書の提出)

**第15条** 博士課程の第3年次(博士後期課程については、第2年次)に在学する学生は、あらかじめ当該研究科長等の確認を経て、次の各号に掲げる書類を9月30日までに提出するものとする。

(1) 博士論文中間報告書審査願(別記様式第7号) 1部

(2) 博士論文中間報告書(別記様式第8号) 1編 5部

(3) 履歴書(別記様式第9号) 和文 1部

2 当該研究科長は、前項の書類が提出された場合には、速やかに当該研究科委員会小委員会に報告するものとする。

3 当該研究科委員会小委員会は、前項に規定する報告がされた場合には、当該中間報告書の内容の可否について審議を行うとともに、速やかに学長に意見を述べるものとする。

4 学長は、前項の当該中間報告書の内容の可否について、速やかに決定するものとする。

5 当該研究科長等が優れた研究業績を上げたと認める学生に係る博士論文の中間報告書の提出については、前各項の規定を準用する。この場合において、第1項中「学生は」とあるのは「当該研究科長等が優れた業績を上げたと認める学生は」と読み替えるものとする。

(博士論文の提出要件)

**第16条** 規程第19条第1項の規定により博士論文の審査を申請することができる学生は、当該研究科の博士課程又は博士後期課程において博士論文の作成等に対する指導等(以下「研究指導等」という。)を受けている者で、次の各号のすべてに該当するものとする。

(1) 前条第4項に規定する博士論文中間報告書の内容が可と決定された学生

(2) 既に当該課程の所定の単位を修得している学生(当該博士論文の審査が終了する時点までに所定の単位を修得する見込みがあると当該研究指導教員等及び専攻長が認めた学生を含む。)

(3) 学術専門誌(当該研究科が定めるものに限る。)に筆頭著者として発表した論文が、1報以上あること。

ただし、当該論文が掲載される予定であるものについては、当該発行機関等の証明書があるものに限るものとする。

2 前項に規定する博士論文の審査を受けようとする学生は、次条の規定により、あらかじめ当該研究科長等の確認を経て、当該課程の在学中に博士論文を提出することができるものとする。

3 当該研究科長等が優れた研究業績を上げたと認める学生の申請要件については、前2項の規定を準用する。この場合において、第1項及び第2項中「学生は」とあるのは「当該研究科長等が優れた業績を上げたと認める学生は」とそれぞれ読み替えるものとする。

(博士論文の提出の手続)

**第17条** 前条の規定に該当する学生で、博士論文の審査を申請しようとするものは、あらかじめ当該研究科長等の確認を経て、次の各号に掲げる書類を学長宛てに10月31日までに提出するものとする。ただし、当該標準修業年限を超えて在学している学生については、随時提出することができるものとする。

- (1) 学位論文審査願（別記様式第10号） 1部
  - (2) 研究倫理に関する誓約書（別記様式第11号） 1部
  - (3) 論文目録（別記様式第12号） 1部
  - (4) 学位論文 1編 4部
  - (5) 論文の要旨（別記様式第13号） 1部
  - (6) 履歴書（別記様式第9号） 1部
  - (7) 研究業績等一覧（別記様式第14号） 1部
  - (8) 参考論文（必要がある場合に限る。） 1部
  - (9) 共著の場合において、参考論文（必要がある場合に限る。） 1部
  - (10) 共著の場合において、当該共著者全員の同意承諾書（別記様式第15号） 各1部
- 2 前項第4号の学位論文は、学術専門誌（当該研究科が定めるものに限る。）に掲載された論文の内容を含んだものでなければならない。ただし、掲載が予定されているものについては、当該発行機関等の証明書を必ず添付するものとする。

（大学院の課程を経ない者の博士論文の提出要件）

**第18条** 規程第20条の規定により博士論文の審査を受けようとする者は、次の表の研究歴欄の第1号から第5号のいずれかに該当する者で、かつ、論文発表実績欄の第6号及び第7号のすべてに該当するものとする。ただし、当該論文については、掲載が予定されているものを含むものとする。

区 分	要件等
研究歴	(1) 第16条第1項第1号から第3号までの規定のいずれかに該当する者 (2) 大学院博士課程又は博士後期課程に当該標準修業年限以上在学して所定の単位を修得し、かつ、研究指導を受けた後に退学した者 (3) 大学院修士課程又は博士前期課程の修了者で、4年以上の研究歴を有するもの (4) 大学の卒業生で、6年以上の研究歴を有するもの (5) 前各号に掲げる者以外の者で、10年以上の研究歴を有するもの
論文発表実績	(6) 全国規模又はそれに準ずる学術専門誌に論文を発表していること。 (7) 相当数の学術論文を発表していること。

- 2 前項の研究歴欄の第3号から第5号までに規定する研究歴については、次の各号のいずれかに該当する期間とする。
- (1) 大学の職員として研究に従事した期間
  - (2) 大学院に在学した期間（大学院を退学した者に限る。）
  - (3) 大学の研究生として研究に従事した期間
  - (4) 研究施設において職員として研究に従事した期間
  - (5) 当該研究科委員会小委員会が前各号に掲げる方法と同等以上の方法により研究に従事したと認める期間
- 3 第1項の論文発表実績欄の内容については、当該研究科が定めるところによるものとし、基礎資格の認定については、当該研究科委員会小委員会構成員の半数以上の合意を必要とするものとする。

（大学院の課程を経ない者の博士論文の提出の手續）

**第19条** 前条の規定に該当する者が博士の学位論文を申請する場合は、あらかじめ当該専攻長及び研究科長の確認を経て、次の各号に掲げる書類を学長宛てに提出するものとする。

- (1) 学位申請書（別記様式第16号） 1部
- (2) 研究倫理に関する誓約書（別記様式第11号） 1部
- (3) 主論文 4部
- (4) 論文目録（別記様式第12号） 1部
- (5) 論文の要旨（別記様式第13号） 1部
- (6) 履歴書（別記様式第9号） 1部
- (7) 研究業績等一覧（別記様式第14号） 1部
- (8) 最終学校の卒業証明書（大学院修了証明書を含む。） 1部
- (9) 参考論文（必要がある場合に限る。） 1部
- (10) 研究歴を有する者（前条第1項第2号から第5号までの規定に該当する者に限る。）に係る研究歴証明書（当該所属機関の長が発行するものに限る。）（別記様式第17号） 各1部

- (11) 共著の場合において、当該共著者全員の同意承諾書（別記様式第15号） 各1部
- 2 前項第3号の学位論文は、学術専門誌（当該研究科が定めるものに限る。）に掲載された論文の内容を含んだものでなければならない。ただし、掲載が予定されているものについては、当該発行機関等の証明書を添付するものとする。
- 3 第1項に規定する書類については、随時提出できるものとする。

（博士論文の受理等）

**第20条** 当該研究科委員会小委員会は、規程第22条第1項の規定による博士論文の受理の可否について、速やかに学長に意見を述べるものとする。

- 2 学長は、規程第22条第2項の規定による当該申請者に対する通知を、博士學位論文に係る受理等通知書（別記様式第18号）により行うものとする。

（博士論文の審査委員会）

**第21条** 当該研究科委員会小委員会は、規程第24条第1項の規定による審査の付託を受けたときは、速やかに同条第2項に規定する審査委員会を設置するとともに、当該審査委員会審査委員の候補者について学長に意見を述べるものとする。

- 2 規程第24条第5項の規定により審査委員会の主査として指名を受けた研究指導教員は、速やかに当該博士論文に係る当該審査委員会を開催し、審査を開始するものとする。

（博士論文の審査の基準）

**第22条** 博士論文の審査は、規程第25条第1項に規定する審査基準により、次の表に掲げる項目・内容について実施するものとする。

項目	内容
(1)研究テーマの適切性	研究目的が明確で、課題設定が適切になされていること。
(2)十分な情報収集	当該テーマに関する先行研究について十分に検討・吟味されており、データ及び資料・史料に基づいた実証研究であること。
(3)研究方法の適切性	研究の目的を達成するために行った方法が、データ、資料・史料、作品、例文等の処理・分析・解釈の仕方も含めて、適切かつ主体的に行われていること。
(4)論旨の妥当性	論文構成が的確で、論旨展開に整合性及び一貫性があり、オリジナルな結論が提示されていること。
(5)論文作成能力	論文の言語表現が的確であり、要旨・目次・章立て・引用・注・付録（図表・資料・参考文献等）に関して体裁が整っていること。
(6)倫理的配慮	研究計画の立案・遂行及び研究成果の発表並びにデータの保管に関して、適切な倫理的配慮が行われていること。また、学内の倫理関係規定及び研究テーマに関連する学会・団体の倫理基準等を遵守していること。
(7)その他の項目	前各号の内容を充たした上で、当該学問分野における独創的、先端的な研究であり、その点に基づいて申請者が自立した研究者として研究を遂行する能力及び学識が認められること。

- 2 研究科委員会小委員会は、規程第25条第2項前段の規定により当該研究科・専攻の専門性に沿った審査基準を加える場合には、あらかじめ当該研究科委員会小委員会の意見を聴いた上で、学長の承認を得るものとする。この場合において、当該研究科長は、学長の承認を得た後に、速やかに当該研究科委員会及び小委員会に報告するものとする。

（博士論文の公開発表会の実施方法等）

**第23条** 当該研究科長は、規程第26条第2項に規定する博士論文の公開発表会の実施方法等について、速やかに公表するものとする。

（博士論文の審査の終了期限）

**第24条** 規程第28条第1項に規定する博士論文の審査及び最終試験の終了期限は、原則として博士論文を受理した日の属する年度の2月20日までに終了するものとする。ただし、当該標準修業年限を超えて在学している学生については、6か月以内に終了するものとする。

- 2 規程第28条第2項の規定による論文博士學位審査対象者（規程第23条第1項に該当する者をいう。以下同じ。）に係る当該論文の審査及び最終試験の終了期限は、規程第22条第1項に規定する当該學位論文の申請書類を受理したときから、6か月以内に行うものとする。ただし、学長は、特別の事由があると認められるときは、当該研究科委員会小委員会の意見を聴いて、当該期間を延長することができるものとする。

（優れた研究業績を上げた学生についての博士論文の提出要件）

**第25条** 学則第15条の2第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書及び第15条の3ただし書に規定する優れた研究業績を上げた学生に係る博士論文の提出要件は、第16条の規定を準用する。この場合において、第16条第1項及び第2項中「学生は」とあるのは「当該研究科長等が優れた業績を上げたと認める学生は」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 前項の規定に該当する学生は、あらかじめ当該研究科長等の確認を経て、当該課程の在学中に博士論文を提出するものとする。

3 前項に規定する申請の要件に係る取扱いについては、当該研究科が定めるところによるものとする。

(博士論文の最終試験)

**第26条** 規程第27条第2項に規定する最終試験の実施方法等については、当該研究科が定めるところによるものとする。

(論文博士学位審査対象者に係る博士論文の試問)

**第27条** 規程第27条第2項の規定による試問は、1種類の外国語についての審査を、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な能力について行うものとする。

2 前項に規定する科目の選定及び外国語の取扱い等については、当該研究科が定めるところによるものとする。

(博士論文の審査結果の報告)

**第28条** 審査委員会は、あらかじめ当該研究科長の確認を経た上で、速やかに規程第29条第1項の審査委員会審査報告書(別記様式第19号)を提出するものとする。

(博士論文の審査結果の審議等)

**第29条** 当該研究科長は、前条の審査委員会審査報告書が提出されたときは、速やかに規程第30条第1項に規定する当該研究科委員会を開催し、当該審査結果について審議を行うものとする。

2 当該研究科長は、前項の審査結果について、規程第30条第2項の規定による判定を行う場合には、合格又は不合格とする。この場合において、出席者の3分の2以上の賛成を得た場合に限り、合格と判定できるものとする。

3 当該研究科長は、規程第30条第4項の規定により前項の判定の結果を報告する場合には、博士学位論文審査報告書(別記様式第20号)によるものとする。

4 学長は、規程第31条第1項の規定により、速やかに博士の学位の授与の可否について決定するものとする。

(早期修了)

**第30条** 学則第15条の2第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書及び第15条の3ただし書に規定する標準修業年限を短縮して博士の学位の授与を申請する学生に係る博士の学位論文の中間報告書の提出、博士論文提出の時期及び審査期間については、別に定める。

(博士論文の電子データの提出)

**第31条** 規程第35条第1項及び第3項の規定により、当該博士論文の全文を公表しようとする者は、速やかに学長宛てに博士学位論文のインターネットによる公表確認書(別記様式第21号)及び当該論文の電子データを提出するものとする。

2 規程第35条第2項の規定により、当該博士論文の内容を要約したものを公表しようとする者は、あらかじめ学長宛てに博士学位論文のインターネットによる公表確認書(別記様式第21号)を提出し、学長の承認を受けるものとする。

3 前項の規定により学長の承認を受けた者は、当該博士論文の内容を要約したものと電子データを速やかに提出するものとする。

4 第2項の規定により学長の承認を受けた者は、当該やむを得ない事由が解消した場合には、速やかに学長宛てに博士学位論文のインターネットによる公表に係る代替措置終了届出書(別記様式第22号)及び当該博士論文の電子データを提出するものとする。

(博士論文の提出等)

**第32条** 博士の学位を授与された者は、当該博士論文1部及び当該博士論文に係る閲覧等に関する同意書(別記様式第6号)を提出するものとする。

2 前項の規定により提出された博士論文及び閲覧等に関する同意書については、付属図書館において保管するものとする。

#### 第4章 雑則

(雑則)

**第33条** この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この細則は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度入学生から適用する。
- 2 次の各号に掲げる内規等は、廃止する。
  - (1) 安田女子大学学位規程文学研究科内規（平成9年2月20日安田女子大学大学院文学研究科委員会承認）
  - (2) 安田女子大学学位規程家政学研究科内規（平成25年4月1日施行）
  - (3) 安田女子大学学位規程薬学研究科内規（平成25年4月1日施行）
  - (4) 博士後期課程修了要件に関する申し合わせ（平成8年11月7日安田女子大学大学院文学研究科委員会承認）
  - (5) 博士論文審査委員の構成について（申し合わせ）（平成11年10月14日安田女子大学大学院文学研究科委員会承認）
  - (6) 「学位論文審査委員の選出」に関する申し合わせ（平成16年3月4日安田女子大学大学院文学研究科委員会承認）
  - (7) 文学研究科博士論文概要作成と提出要領（平成11年3月4日安田女子大学大学院文学研究科委員会承認）
  - (8) 博士論文概要審査願（平成9年4月17日安田女子大学大学院文学研究科委員会承認）
  - (9) 博士後期課程修了に必要な学位論文提出の基礎資格（付・論文博士の学位論文提出について）（平成10年7月9日安田女子大学大学院文学研究科委員会博士後期課程委員会承認）
  - (10) 博士後期課程修了要件に関する申し合わせ—早期修了者の扱いについて—（平成8年11月7日安田女子大学大学院文学研究科委員会承認）
  - (11) 課程博士論文提出の手順（標準修了予定者と在学期間延長者の場合）（平成11年7月22日安田女子大学大学院文学研究科委員会博士後期課程委員会承認）
  - (12) 論文博士の学位申請書提出手順・方法（平成11年6月10日安田女子大学大学院文学研究科委員会承認）
  - (13) 論文博士学位審査の外国語試験（平成10年11月12日安田女子大学大学院文学研究科委員会博士後期課程委員会承認）
  - (14) 学位論文審査の基準（平成23年12月8日安田女子大学大学院文学研究科委員会承認）
  - (15) 学位（修士・博士）論文保管取扱暫定要項（平成12年4月13日安田女子大学大学院文学研究科委員会承認）
- 3 平成29年度以前の入学生に係る学位の申請に要する手続等については、この細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この細則は、2019年4月1日から施行する。